



農業用水の歴史と 水利権について



平成 24 年 5 月
農村振興局整備部水資源課

1. 農業用水のなりたちと機能

農業用水は、事実行為としての水利用を積み重ね、ときに「水争い」を繰り返して形成した水利秩序に基づいて、農作物生育に必要なかんがいだけではなく、生活用水、環境用水、防火用水などの様々な機能を歴史的に発揮。

水争いが水利秩序を形成・変革



生活用水 野菜や農器具などを洗う、洗い場としての利用。



環境用水（生態系保全機能） 冬期湛水を行うことにより、生態系の保全に寄与。



環境用水（親水・景観保全）
子供の遊び場など、潤いと憩いの水辺空間づくりに活用。



環境用水（水質浄化機能）
悪臭の発生やゴミの不法投棄の防止に寄与。



かんがい 水稻や畑作物の生育に必要な用水。



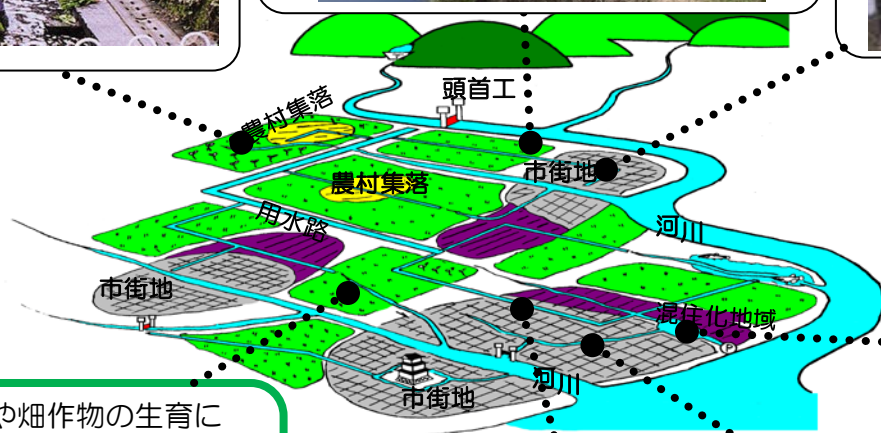
消流雪用水 消雪や流雪などに使われ、冬の暮らしを支援。



防火用水 水路を防火水槽などのような消防水利施設として消火活動に利用。



社会的に承認されている
水利秩序に基づく水利用



「滝名川の水げんか」（山王海土地改良区〔岩手県〕）

- 岩手県中央部の北上川水系滝名川沿岸の扇状地は、古くから稲作の適地として開拓が進められ、江戸時代には27堰により約822haの水田をかんがい。だが、降水量が少なく深刻な水争いが頻発。
- 記録に残っているだけでも36回を数えた水争いは死者も出すはげしいもの。明治末期に干ばつ・凶作に見舞われたことが関係者に水源開発への気運を高めた。
- 大正15年に始められた陳情運動は、昭和20年にダム築造着手として結実。後に国営事業として受け継がれ、農業者も「もっこ」を担いで土石を盛った山王海ダムは昭和27年に完成。



ときの岩手県知事が、永遠に水争いがなくなり、平穏を願う気持ちを込め、堤体に「平安 山王海 1952」と植樹

地域農業の発展に伴い再び用水不足となったが、ダムかさ上げによって水資源を再開発
現在の山王海土地改良区の受益面積は3,800ha余

【昭和27年完成の山王海ダム】

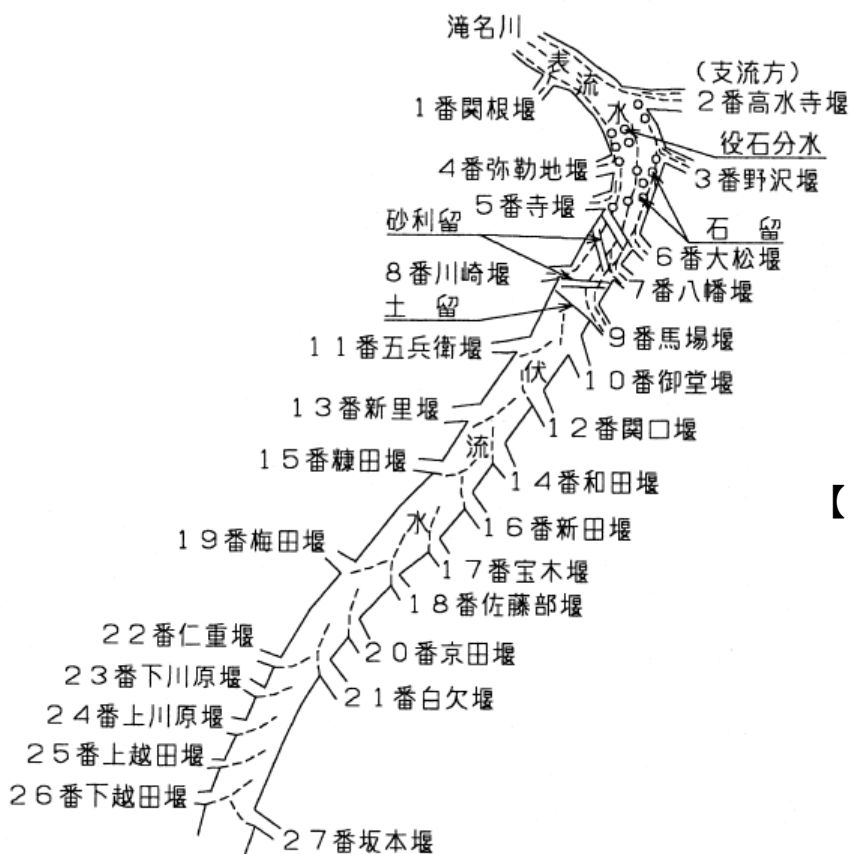


【通水で水を待つ人々】



【平成13年完成の山王海ダム】

【滝名川の27堰】



2. 河川法（昭和39年法律第167号）の目的と河川管理の原則等

（目的）

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川管理の原則等）

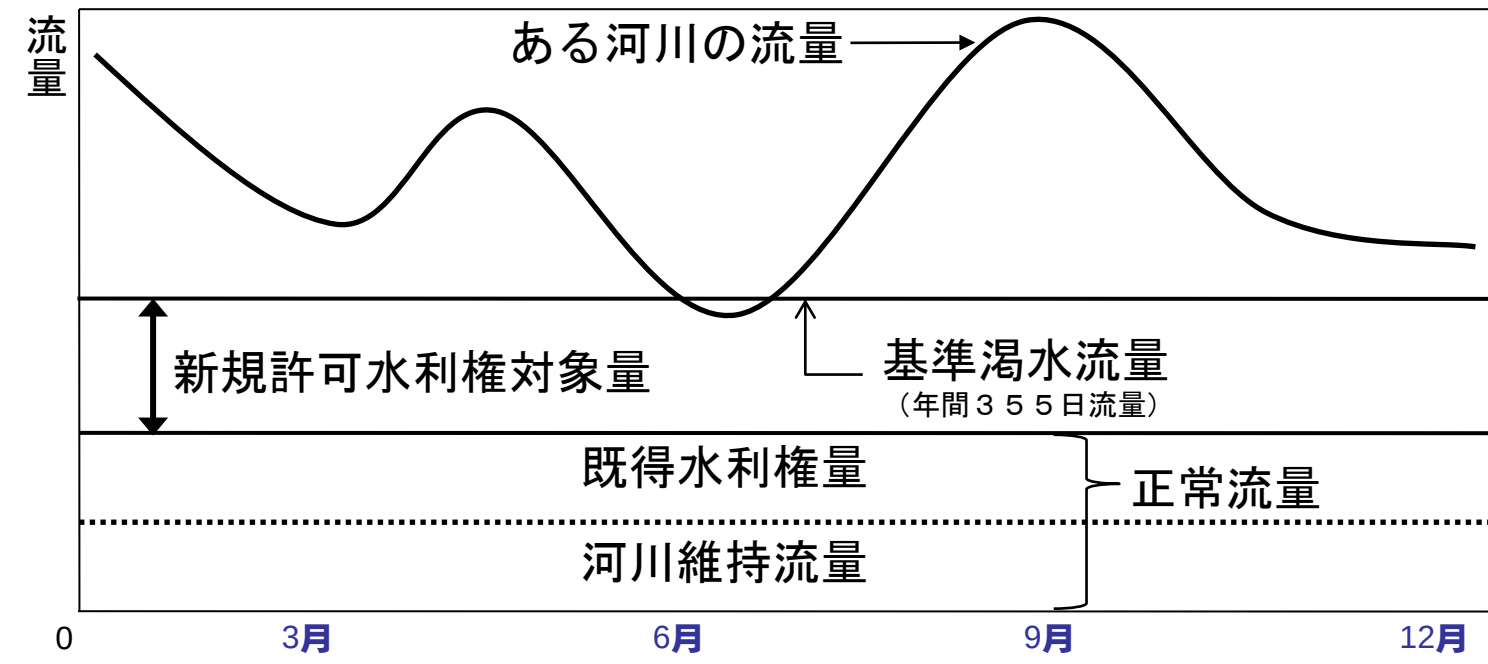
第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

【10年に1回程度の渇水の年（河川基準年）における流量図】



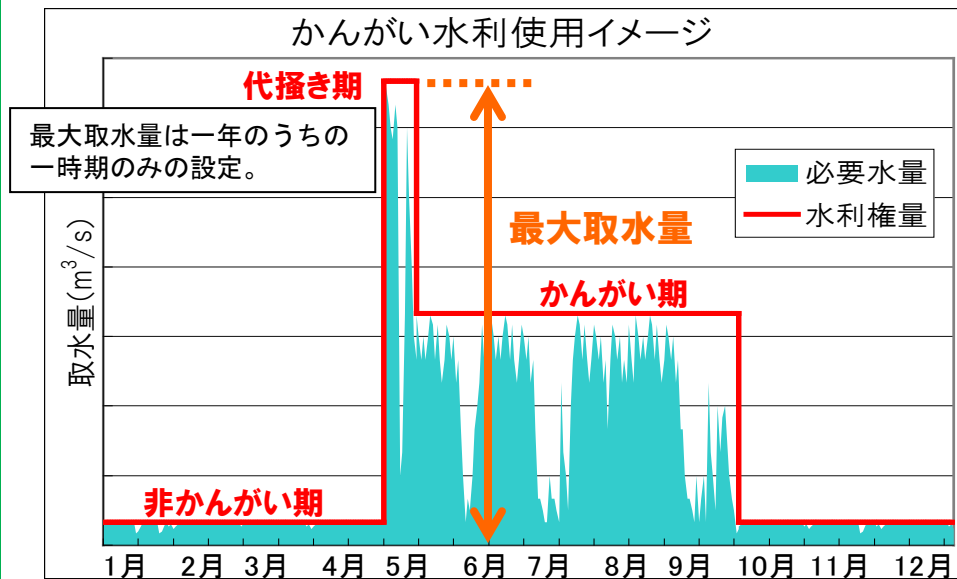
- 取水予定量は、基準年の渇水流量から、河川の維持流量と他の既得水利使用者の取水量の合計を差し引いた水量の範囲内のものである必要。
- また、取水量は、
 - ①合理的な根拠に基づいて算定され、
 - ②その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内である必要。
- ※ 既得水利権量と河川維持流量の合計と、基準渇水流量の間に余裕がない河川を「パンク河川」と呼ぶことがある。

3. 水利権と農業用水

- 河川の流水を占有するには、許可が必要（＝水利権の取得）。
- 農業用水は「かんがい」を水利使用目的とし、期別に最大取水量が定められている。最大取水量は、取水量の最大限度を示したに過ぎず、最大取水量以下であっても、不必要な分を取水したり他の目的に使用したりすることはできない。

農業用水

かんがい水利使用イメージ



権利量は時期で異なる。
必要水量は、その内数で、降雨等により変動。

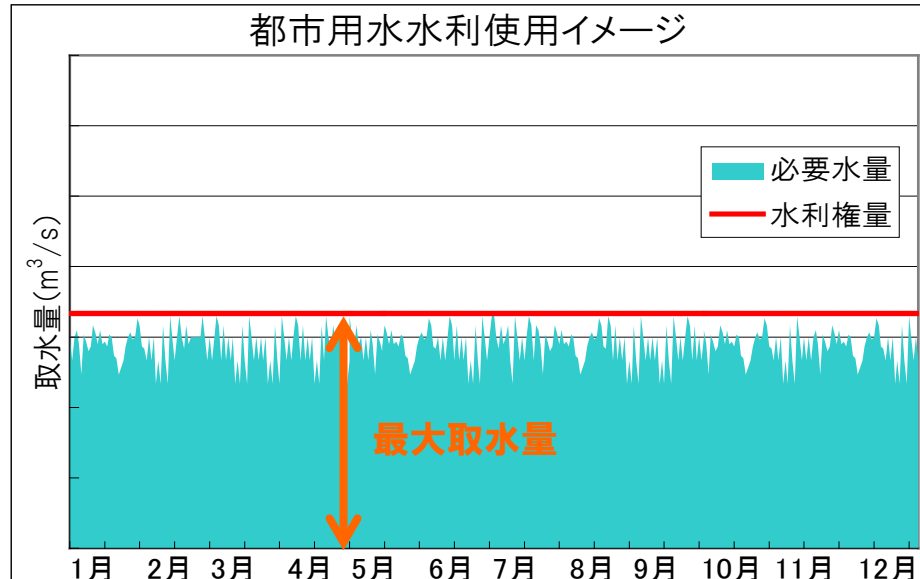
農作物は、降雨や生育の過程で用水量が変化する。

10年に1回程度の渇水年（計画基準年（河川基準年と同じとは限らない））における必要水量を確保する計画であるため、実態として平年は権利量ほど使用しないことが多い。

また、冷温、日照不足、異常高温等の気象の変動によっても用水量は変化する。

都市用水

都市用水水利使用イメージ



権利量は年間通じて同量。
必要水量は、権利量の範囲でほぼ一定。

他種利水としては、上水道や工業用水を含む都市用水、発電があり、漁業権者も関係河川使用者の一つ。明治以降の農業用水は、資本主義の発展によって顕在化した他種水利との競合調整や、営農変化や施設整備等を通じて変革されて現在の形を整えていった。

なお、取水量のイメージは、発電＞かんがい＞都市用水。また、発電は一般的には全量が河川に戻る非消費型の水利使用といえる。

4. 慣行水利権

- 慣行水利権とは、水利用の長期継続という事実（慣行）をもとに社会的に承認された権利。かつ、旧河川法（明治29年公布）施行以前からの取水実態があつて、河川法による許可を受けたものとみなされている。
- 権利内容の変更がなければ水利権更新等の手続不要。内容を変更するには河川管理者の許可を得る必要。
- 慣行水利権に基づく施設数は全体の8割近くあるが、かんがい面積は全体の4割弱であり、1,000ha以上の大規模な農業地域においては既にほとんどが許可水利権化。

【農業水利権の種類】

区分	施設数		取水量		かんがい面積	
	施設数 (ヶ所)	構成比 (%)	取水量 (m3/s)	構成比 (%)	面積 (千ha)	構成比 (%)
許可水利権	22,964	24.0	5,960.3	49.3	1,606	62.5
<u>慣行水利権</u>	72,721	<u>76.0</u>	6,141.0	<u>50.7</u>	965	<u>37.5</u>
計	95,685	100.0	12,101.3	100.0	2,570	100.0

資料：農業用水実態調査（平成7～12年度）

慣行水利権は、
①内容が不明確、②見直しの機会がない、③取水の記録が残されない等の問題点が指摘されており、取水施設の改築などの機会に許可水利権に切り替えるよう指導している。
一方、慣行水利権の権利者は多くが個人や小さな組織であり、許可申請書類の作成や取水量測定義務等の負担について、権利者の理解と協力が不可欠。

【慣行水利権を許可化するときの視点】

河川管理上の視点	水利使用者（農業者）の視点
①水管理の適正化が図られる 許可化には土地改良事業を伴うことが多く計画通り取水管理できるようになる。 ②法律で保護される権利内容が明確になる	①水利使用の許可申請が必要となる 使用水量の算出根拠等の書類 ②許可期間が新たに設定される 許可期限の定めなし→通常10年間 ③期別最大取水量（パターン）が新たに設定される ④取水量の毎日測定と報告の義務が生じる 水位計等を設置して毎日測定。年毎または月毎の報告